揺れる憲法 きょう記念日

安倍晋三首相が集団的自衛権の行使容認を提唱したことを受け、憲法論議が活発化

改憲 各党異なる狙い

党内割れる民主、共社は護憲

憲法改正をめぐる各党の立場はさまざまだ。安倍晋三首相（自民党総裁）が自衛隊の「国防軍」への改称を含む党改憲草案の実現を目指すのに対し、公明党は「環境権」新設を提唱。民主党は賛否両論を抱え、改憲に前向きな日本維新の会やみんなの党なども重点項目は異なる。共産、社民両党は護憲を主張している。

自民党が2012年4月に発表した改憲草案は全体で11章、110カ条で構成される。首相を最高指揮官とする「国防軍」を保持し「自衛権の発動を妨げない」と明記。改憲の発議要件を衆参両院で総議員の過半数に緩和する96条改正も盛り込む。改憲機運を醸成するため、4月から党の対話集会を各地で始めた。

公明党は、環境権や地方自治の拡充など新たな理念を条文に加える「加憲」を主張し、自民党と一線を画す。昨年の参院選公約では戦争放棄と戦力不保持を定めた9条1項、2項を堅持した上で、自衛隊の存在を新たに明記するかどうかを議論の対象にするとした。

党内が護憲派と改憲派に割れる民主党は、明確な方向性を打ち出せていない。参院選のマニフェスト（政権公約）には96条の先行改正反対を盛り込んだものの、選挙戦で惨敗。「憲法の補うべき点、改めるべき点を議論し、必要と思われる各項についての具体的な改正条文を作成して国民に提示することが求められる」と総括した。

日本維新は96条改正では自民党に賛同するものの、最優先の改憲項目は統治機構改革としている。首相公選制のほか、参院の廃止も視野に入れた抜本的改革を唱える。自民党が改正を目指す9条については「変えるか否かの国民投票」を実施するとした。

みんなの党も96条改正や将来的な首相公選制の導入などに前向きだ。結いの党は現行憲法を尊重する立場だが、江田憲司代表は「憲法を不磨の大典だとは思っていない」との考えも示している。

共産、社民両党は「改憲勢力の狙いは9条を変えて日本を海外で戦争をする国につくり変えることだ」（共産党の参院選公約）などと、改憲に真っ向から反対する。

生活の党は、自衛隊が国連平和維持活動（PKO）に参加する根拠規定を設ける見直しに前向きだ。新党改革も改憲の必要性を訴える。

国民投票法改正の成立確実

選挙権年齢が「宿題」

憲法改正手続きを確定させる国民投票法改正案には与野党8党が賛同しており、今国会中の成立は確実だ。公布とともに施行され、改憲に必要な国民投票が法的には実施可能となる。だが、改憲の是非や改正条項の優先順位をめぐる各党の議論に時間を要するのは必至。当面は公選法の選挙権年齢引き下げなど「新たな宿題」に取り組むことになりそうだ。

国民投票の投票年齢や投票方法など具体的な手続きは未整備の状況が続いたが、2007年に国民投票法が成立した。同法付則は、選挙権年齢の引き下げや公務員の政治的行為の制限緩和も実施するよう求めていた。

改正案では、国民投票年齢は選挙権年齢や民法の成人年齢とは連動せず、改正法施行4年後に「20歳以上」から自動的に「18歳以上」に引き下げられる。選挙権年齢などの引き下げは「法施行後、速やかに必要な法制上の措置を講じる」と期限を切っていない。

公選法改正が進まなければ、4年後に国民投票と国政・地方選挙の年齢が食い違い、混乱が生じかねない。与野党8党は「施行後2年以内に選挙権年齢の引き下げを目指す」との合意文書を交わしたが、自民党には消極論が根強い。成人年齢の引き下げは関連法令が300本近くあり、選挙権年齢より難航しそうだ。

公務員が改憲の賛否を働き掛ける「勧誘運動」は警察官などを除き、容認された。組織的な勧誘運動については自民党が禁止を目指したが、官公労を支持母体とする民主党が難色を示し、付則で「今後の検討課題」にとどまった。決着は容易につきそうにない。

安倍政権下、憲法めぐるこの1年の動き

2013年

- 春 安倍晋三首相が憲法改正手続きを定めた96条の先行改正を繰り返し訴える。連立を組む公明党は慎重姿勢で、世論の反発も強く、主張をトーンダウン
- 7月 参院選で与党が圧勝し、衆参両院のねじれ解消 ❶
- 8月 勢いに乗った安倍首相が内閣法制局長官人事を断行し、集団的自衛権の行使容認に前向きとされる外交官の小松一郎氏を長官に起用

❶

- 10月 政府が特定秘密保護法案を国会に提出
- 12月 反対する市民が国会を取り巻いて抗議する中、参院で与党が採決を強行し、秘密保護法成立 ❷

❷

14年

- 1月 安倍首相が施政方針演説で憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に意欲示す
- 2月 安倍首相が政府の憲法解釈をめぐり「最高責任者は私だ」と国会で答弁し、与野党問わず批判受ける
- 4月 神奈川県の主婦の呼び掛けをきっかけに、9条がノーベル平和賞候補に

憲法は今 立憲主義の精神

国家を縛る 礎知ることから

一国の最高法規の条文がノーベル平和賞候補に推薦、受理されたケースは他になかろう。受賞対象者は「国民」全体。受賞することになれば、全世界にその存在と価値を知らしめることになるだろう。

推薦されたのは日本国憲法の第9条だ。1項で戦争放棄を、2項で戦力不所持を宣言している。戦力を持たない規定まで設けていることが平和への願いと決意の大きさを示し、他国との違いにもなっている。

現実には自衛隊と9条の整合性への疑問が完全に払拭（ふっしょく）されたわけではないが、戦後70年近くにわたって1人の戦死者も出さない重しとなってきたのは間違いない。

ノーベル賞に推薦した市民団体代表は「集団的自衛権の行使容認論議で平和主義が危機にさらされる中で、9条の素晴らしさを国内外の多くの人に訴えたい」と強調する。文化人類学者中沢新一さん（山梨市出身）らが「憲法九条を世界遺産に」（集英社新書）と提言するのも同じ思いからだろう。

きょう5月3日は、施行から67年の憲法記念日だ。①国民主権②基本的人権の尊重③平和主義―を基本原則とし、戦後復興と民主主義社会の発展のバックボーンとなってきた。だが、いまや9条を含む憲法自体が揺さぶられている。

北朝鮮や中国の動向など東アジアの安保情勢が緊迫化する中、安倍政権は平和憲法下でこれまで認めてこなかった集団的自衛権の行使へかじを切り出した。改憲のハードルを下げる96条の先行改正は頓挫したものの、今度は9条の条文をいじらずに憲法解釈を見直すことで、集団的自衛権の行使容認を目指す。だがそれは平和主義、ひいては憲法の根幹を変えることにならないだろうか。

憲法は「不磨の大典」ではなく、改正を一概に否定するつもりはない。ただその前に触れておきたいことがある。憲法の精神や中身を熟知している国民が多いとは言い難い。まずは条文に接し、趣旨を学び、身近な生活にどう結びついているかを知ることから始めても遅くはないはずだ。

ここで強調したいのは、憲法が他の法律と違って、国民を縛るのではなく、国家権力や為政者を縛るという性格である。国民の自由や権利を勝手に侵害しないよう国家に歯止めをかけている、と言い換えることもできよう。これが立憲主義と呼ばれているものだ。

その点を踏まえ、憲法という理想と、社会の現実を見比べてみよう。東日本大震災で今なお続く避難生活が25条（生存権）と乖離（かいり）しないか。非正規など雇用の格差は27条（勤労の権利と義務）に反しないか。国家秘密への接触を禁じる秘密保護法は21条（表現の自由と知る権利）を侵さないか…。何より優先すべきは、現実をより理想に近づける政治の努力ではないか。

安倍晋三首相はしばしば「憲法を国民の手に取り戻す」と強調。一方で首相が総裁を務める自民党は憲法改正草案に、自衛隊の国防軍化や家族規定を盛り、表現の自由に「公益」の制限を設けている。

だが憲法が国民ではなく国家権力を縛るものであることに照らすと、改正や解釈拡大を図る今の姿勢には、憲法を国民から国家のもとに奪い取ろうという思惑と危うさが透けて見える気がしてならない。〈向山文人〉

2014.5.3

1面から続く

集団的自衛権行使が容認されれば、自国が攻められなくても他国を攻めることができることになる。そうなれば、日本による先制攻撃となり、日本も報復の対象になる危険性がある。日本が軍事力を増強すれば、近隣国の軍拡をあおることにもつながるだろう。

自衛隊のイラク派遣で、犠牲者が一人も出なかったことは、「9条」の意味を強く示す出来事だ。武力行使ができず給水や学校補修の活動を行っていた自衛隊に対して、イラクの武装勢力の指導者が自衛隊を攻撃しないよう命令していたことも分かっている。9条の規範力はなお大きく、今の日本の対外関係は9条を軸に築かれてきている。しかし、集団的自衛権行使が容認されれば、日本は、海外で武力行使をする国になってしまう。

ヒロシマ・ナガサキの核体験は、手段が目的を破壊することで、それまでの戦争像に転換をもたらした。軍事力をほんの少しでも持ってしまうと歯止めがきかなくなり、最終的に核兵器に至る。だから軍事力に対する否定の論理を徹底した憲法9条が生まれたのだ。

その9条で戦力不保持をうたっているにもかかわらず、1950年に「警察予備隊」、52年に保安隊、そして54年に自衛隊となった。自衛隊の60年近い歴史は、解釈改憲の歴史だったともいえるだろう。それでも、これまで政府は、日本が攻められたときの「自衛のための必要最小限度の実力」という理由で、自衛隊を「合憲」としてきた。同時に、「わが国」が攻められていないのに他国を攻撃する集団的自衛権行使は違憲と解釈してきた。

安倍晋三首相は長年にわたるこの政府解釈を変えようとしている。自分の都合よく憲法の鎖を壊そうとしている。今、政治家にも戦争を知る世代が減っている。これまでも、戦争のリアリティーが薄れたころに戦争が起きている。この危機的状況がまだ十分認識されていない。分かっているのは、現地に赴くかもしれない自衛官である。彼らの命を政治の道具にしてはならない。

憲法を変える、変えないという場合、一番大切になるのはその理由、根拠だ。憲法は変えようとする側に高い説明責任がある。変える理由が明確にできなければ、変えないという現実が残る。平和と安全保障の問題でも、守るべきものを守るための適切な手段の問題を考えていく。軍事力で世界平和をつくることを目指すのか。それとも憲法9条に基づき、軍事の最小化を目指して、日本の得意とする医療や教育などの技術の面を磨き、世界と平和をつくっていくのか―。いま、重要な転機にある。

IT化が進み、結果を急ぐ時代、怖いのは民意の暴走だ。政治家は民主主義を強調するが、民意も間違う。だから多数決でも決められないことが憲法には書いてある。「民意だから…」が民主主義だとすれば、「民意にもかかわらず…」が立憲主義である。それに気づかせ、立ち止まらせる仕組みとして憲法がある。当たり前のようにあった自由が次第に制限され、息苦しい社会になりつつあるなかで、憲法の意味をあらためて考えるときだろう。

確かに憲法96条に改正手続きが定めてある以上、憲法を変えることはできる。しかし、憲法には「変えてはならないもの」（国民主権、人権、平和主義）があり、改正には限界がある。「改憲」「護憲」という議論があるが、いま必要なことは、何でも憲法改正につなげる議論をやめて、憲法とは何かという議論から始めることだろう。

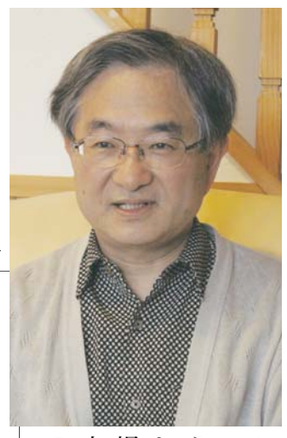

憲法とは何か 再確認が必要

みずしま・あさほさん 1953年東京都生まれ。早稲田大法学学術院教授。法学博士。「はじめての憲法教室／立憲主義の基本から考える」（集英社新書）ほか、著書多数。ホームページのアドレスは http://www.asaho.com/

〈田中麻里子〉

きょうの歴史（5月3日）

▶スーパーのオギノを設立した同社会長の荻野浩氏が死去。84歳（2010年＝平成22年）

▷兵庫県西宮市の朝日新聞阪神支局に目出し帽姿の男が侵入、散弾銃を撃ち小尻知博記者が死亡、もう1人の記者が重傷。未解決のまま2002年に時効成立（1987年＝昭和62年）

▷国鉄（現JR）常磐線三河島駅構内で、脱線した貨物列車に上り、下りの電車が衝突した。死者160人、重軽傷者325人（1962年＝昭和37年）

▷第2次世界大戦時、「アンネの日記」をつづったユダヤ人少女、アンネ・フランクがナチスの迫害を逃れオランダ・アムステルダムで一家と約2年間暮らしていた隠れ家が記念館として開館した（1960年）

▶日本国憲法が施行。県会議事堂で県主催の記念式典（1947年＝昭和22年）

介護・サービス付き高齢者向け住宅 デイサービス併設 あい笛吹 5月3日オープン

完成見学会開催
5月3日（土）・4日（日）
10:00～17:00

あい笛吹 〒406-0015 山梨県笛吹市春日居町鎮目301番地
TEL 0553-39-8726

「短期おためしパッケージ」誕生
（1日～31日まで日割で入居できます）

介護・サービス付き高齢者向け住宅 山梨県運営実績 No.1

案内図

24時間ヘルパー常勤 安心サポート
全職員有資格者

オープン予定
平成26年 9月 あい甲西オープン
平成27年 3月 あい小瀬泉オープン
平成27年 3月 あい竜王丘オープン

介護・ご入居の相談はお気軽に
ケアステーション新日本
◆居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・通所介護◆ 事業所番号1970103105
〒400-0834 山梨県甲府市落合町568番地5
TEL055-242-2353 FAX055-242-2321
http://www.shinnihontsuusan.co.jp/
TEL 055-242-2353

デイサービスご案内
●延長・宿泊ご利用になれます
●豪華檜風呂でゆったり入浴
●イベント各種が充実しています

「在宅でのご家族の介護にお困りの方 特養・老健の待機待ちでお困りの方」
同時開催 入居・介護相談会
専属ケアマネージャーによる介護相談会も開催。お気軽にお問い合わせ下さい。

緊急時対応医療機関
・甲府城南病院
・竜王リハビリテーション病院

訪問医療機関
・おかだ内科クリニック
・岡医院

提携薬局
・㈱赤岡綜合薬局 ・株式会社アークメディカル

祝＊竣工
総合介護コンサルタント
パナソニック ビルダーズ グループ
新日本通産株式会社
【協力業者】 設計・施工・監理

設計・施工・監理	新日本通産㈱
仮設工事	ナカキンリース㈱甲府工事部
外構・基礎工事	㈲マツモト工業
外装工事	㈲佐藤シーリング工業
防水工事	㈲オサダ防水
タイル工事	日武タイル工業
木工事	大石建築工業
木材納入	ボラテック㈱
建材・木製建具納入	㈱高見澤新建材
屋根工事	㈱ミシマ 甲府営業所
左官工事	藤原工業
金属製建具工事	㈱LIXILトータル販売
塗装工事	㈱スギタ建工
内装工事	㈱シオザワ
清掃工事	ハウスクリーニングシン
電気設備工事	㈱松永電工
給排水衛生空調設備工事	㈱永田工業所
LPガス設備工事	トモプロ㈱ 山梨営業所

現在運営中
あい山城 甲府市上今井町571番地4 TEL055-287-7666
あい双葉 甲斐市岩森1392番地2 TEL0551-45-8841
あい下今井 甲斐市下今井2689番地3 TEL0551-45-7755
あい響が丘 甲斐市龍地3066番地1 TEL0551-45-7333
あい清里 北杜市高根町村山北割1391番地1 TEL0551-45-9222
あい清里別館 北杜市高根町村山北割1386-1 TEL0551-45-7575
あい下黒沢 北杜市高根町下黒澤3790番地2 TEL0551-45-7602
あい常永 中巨摩郡昭和町河西278番地1 TEL055-288-8000
あい山梨市 山梨市下井尻894番地 TEL0553-39-9090

ご意見も ご相談も ご質問も
JAROは、広告のホットライン。
あなたの声を広告主にお伝えし、広告の改善に努めています。
公益社団法人 日本広告審査機構
〒104-0045 東京都中央区築地2-11-26 築地MKビル fax:03-3541-2816
JAROは皆さまからの声をもとに広告・表示の適正化に努めている民間の広告自主規制機関です。取引上のトラブルなど扱えないものもありますので、詳細はJAROウェブサイト（よくあるご質問）をご覧ください。
［受付時間］9:30–12:00｜13:00–17:00（土・日・祝日は休み）
tel:03-3541-2811 http://www.jaro.or.jp
ウェブサイト上からもご投稿できます。
JAROオンラインご意見箱 検索